

## 江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

## (設置)

第1条 江別市における成年後見制度に関する施策の推進および関係機関の連携を図るため、江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度に関する機関相互の連携に関する事項
- (2) 成年後見制度に関する専門的知見を有する法律および福祉の関係者並びに行政が連携して行う成年被後見人等への支援の在り方に関する事項
- (3) その他成年後見制度の推進に関し必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）長が選任する委員で組織する。

- (1) 法律関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 地域関係団体の代表者
- (5) 行政担当課
- (6) その他センター長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 協議会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長が務めるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職を代理する。

(会議等)

第6条 協議会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議の出席者は、正当な理由なく、協議会で知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。